

改正

平成31年2月25日条例第2号

令和4年3月29日条例第7号

令和5年3月28日条例第4号

中津川市医療職員修学資金貸付条例

中津川市看護職員修学資金貸付条例（平成26年中津川市条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、将来、本市の医療職員として、医療職員の業務（以下「医療業務」という。）に従事しようとする者に対し、医療職員の修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって有能な医療職員の育成及び地域医療の充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）看護職員 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師及び同法第5条に規定する看護師をいう。

（2）医療職員 看護職員及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）第1条に規定する薬剤師をいう。

（貸付対象者）

第3条 修学資金の貸付対象者は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、当該各号に定める者であって、将来、本市の医療職員として、本市の医療施設である総合病院中津川市民病院又は中津川市国民健康保険坂下診療所（以下「指定施設」という。）の医療業務に従事しようとするものとする。

（1）看護職員修学資金 保健師助産師看護師法第19条第1号及び第2号の規定、第20条第1号及び第2号の規定並びに第21条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所に入学しようとする者若しくは在学している者又は看護師の免許を受け、保健師若しくは助産師の免許を受けるために修士課程等に現に在学している者

（2）薬剤師修学資金 薬剤師法第15条の規定による試験を受けるために学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）の薬学部に入學しようとする者又は在学している者

（修学資金の貸付け）

第4条 修学資金の貸付金額は、月額10万円以下とする。

2 修学資金を貸し付ける期間は、市長が定める月から医療業務に従事しようとする者が前条に規定する大学、学校、養成所（以下「大学等」という。）を卒業する日の属する月までとする。ただし、修学期間（第7条第2項の規定により、貸付けを停止した期間を除く。）が定められた最短の修学期間を超えるときは、その超えた日の前日の属する月までとする。

3 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で市長が決定する。

4 修学資金は、無利息で貸し付けるものとする。

（連帯保証人）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立てなければならない。

（貸付けの申込み及び決定）

第6条 申請者は、規則の定めるところにより市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金の貸付けの適否を決定するものとする。

（貸付け決定の取消し等）

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

（1） 退学したとき。

（2） 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

（3） 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

（4） 死亡したとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

（修学資金の返還）

第8条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間内に修学資金を返還しなければならない。この場合において、繰上償還することを妨げない。

（1） 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

（2） 大学等を卒業した日から2年以内に、第2条各号に掲げる職に係る免許（以下「免許」という。）を取得しなかったとき。

（3） 指定施設において医療業務に従事した後、規則に規定する場合を除くほか、死亡し、又は指定施設において医療業務に従事しなくなったとき（次条第1項第2号に該当するときを除く。）。

2 他の医療施設等への就業を目的に、指定施設への就業を取り止めた者は、前項の規定にかかわらず、速やかに修学資金の全額を返還しなければならない。

（返還の猶予）

第9条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

（1） 第7条第1項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学等に在学しているとき。

（2） 大学等を卒業後、更に他の大学等において修学しているとき。

（3） 大学院の修士課程において、医療に関する専門知識を修得しようとしているとき。

（4） 大学院の修士課程を修了後、大学院の博士課程において、医療に関する専門知識を修得しようとしているとき。

(5) 大学等を卒業後、前条第1項第2号に規定する期間内に免許を取得することができなかつた者が引き続き免許を取得しようとしているとき。ただし、猶予期間は、2年を限度とする。

(6) 指定施設において医療職員として在職しているとき。

2 市長は、被貸付者が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

3 前項の規定に該当し、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、猶予の決定を受けなければならない。

(返還債務の免除)

第10条 市長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期間が到来していないものに限る。次項及び第3項において同じ。）の全部を免除する。

(1) 免許を取得した後、遅滞なく指定施設において医療業務に従事し、引き続き医療業務に従事した期間（病気休暇、育児休業、介護休暇等により医療業務に従事できなかった期間を除く。次項において同じ。）が修学資金の貸付けを受けた期間（第7条第2項の規定により、貸付けを停止した期間を除く。次項及び第3項において同じ。）の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2) 前号に規定する期間中に、医療業務上の理由により死亡したとき又は医療業務に起因する心身の故障のため医療業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、被貸付者が免許を取得した後、遅滞なく指定施設において医療業務に従事し、引き続き医療業務に従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に達したときは、貸し付けた修学資金の返還債務の半額を免除する。

3 市長は、被貸付者が修学資金の貸付けを受けた期間以上医療業務に従事し、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞等)

第11条 修学資金を返還すべき者が、その返還すべき期日までに返還額の全部又は一部を返還しないときの徴収等の手続については、中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（昭和31年中津川市条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか修学資金の貸付けについて必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の中津川市看護職員修学資金貸付条例の規定により貸し付けられた修学資金については、なお従前の例による。